

一般廃棄物収集運搬業許可（更新）申請添付書類

申請者	
-----	--

	項 目	備 考	法人	個人
1	定款	原本証明で提出すること	○	
2	登記事項証明書	全部事項証明書（謄本）（履歴事項証明書）	○	
3	住民票の写し	個人の場合のみ		○
4	事業所及びその他事業の用に供する施設の案内図と配置図	該当するもの全て（任意様式）	○	○
5	積替え保管場所に関する事項	該当する場合に添付すること（任意様式）	○	○
6	役員名簿	役職・氏名・生年月日を記載すること（任意様式）	○	○
7	従業員名簿	氏名・生年月日を記載すること（任意様式）	○	○
8	欠格条項（法7条第5項第4号）に該当しない者である旨の誓約書	申請者の押印（任意様式だが見本様式あり）	○	○
9	事業計画概要書	事業計画の概要と収集運搬の流れを記載すること（任意様式）	○	○
10	登録車両の車検証の写し	台数が多い場合は一覧表を添付すること（任意様式）	○	○
11	登録車両のナンバープレートがわかる写真	車両の初回登録時のみ（更新時は不要） ※全容、前後の自動車登録（車両）番号標（ナンバープレート）が確認できるように撮影	○	○
12	施設の使用を承認する書類	施設用地が申請者と異なる場合、施設用地の所有者からの承諾者印が必要	○	○
13	納税証明書（国・県・市又は町）		/	/
	国	納税証明書（その3の3） 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納が無いことの証明	○	
	県	納税証明書 県税について未納がないことの証明	○	○
	市町	納税証明書 市税について未納がないことの証明	○	○
14	技術能力、経済的基礎に関する書類（他の処理業の許可証の写し）	産業廃棄物処理業の許可証の写し及び他の市町村の一般廃棄物処理業の許可証の写しを添付すること	○	○
15	建物解体業者の技術能力に関する書類（家屋解体に伴う一般廃棄物の限定許可の場合のみ）	建設業許可証の写し（土木工事業又は建築工事業又は解体工事業）又は解体工事業登録通知書の写し	○	○

※更新許可申請は2年ごとです。

※変更届（法第7条の2第3項）

下記事項に変更が生じた場合は市規則様式第8号により、10日以内に届出が必要です。

変更する事項	添付書類
住所、氏名又は名称	・登記事項証明書（法人の場合） ・住民票の写し（個人の場合）
法人の役員等	・登記事項証明書 ・法7条第5項第4号に該当しない旨を記載したもの
収集運搬車両	・登録車両の車検証の写し ・上記車両のナンバープレートがわかる写真
事務所又は事業場	・事業所及びその他事業の用に供する施設の案内図と配置図 ・施設の使用を承認する書類（借地の場合）
積替え保管施設	・積替え保管場所に関する事項 ・施設の使用を承認する書類（借地の場合）

【法令根拠】

法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

法施行規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

条例：南魚沼市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例

条例施行規則：南魚沼市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則